

平成29年第9回白河市農業委員会総会議事録

1. 開催の日時及び場所

日 時 平成29年9月29日(金)午後2時00分

場 所 市役所5階 正庁

2. 会議構成人員(38名)

出席農業委員(15名)

1番	早津和一	委員	2番	高橋義勝	委員
3番	今井直敏	委員	4番	滝田文雄	委員
5番	我妻貢	委員	6番	山本繁夫	委員
8番	鈴木滋夫	委員	9番	緑川喜文	委員
10番	齋藤茂	委員	11番	星保雄	委員
12番	和田一男	委員	13番	塩田一也	委員
14番	矢吹幸彦	委員	17番	矢野正則	委員
19番	砂塚功	委員			

欠席農業委員(4名)

7番	有賀良雄	委員	15番	大戸文治	委員
16番	本宮勝正	委員	18番	北野唯道	委員

出席農地利用最適化推進委員(17名)

茂木一男	委員	佐藤良一	委員
鈴木信秋	委員	樋口幹夫	委員
邊見芳正	委員	篠宮四郎	委員
齋藤一廣	委員	小泉光敏	委員
深谷昭	委員	橋本賢一	委員
深谷宏光	委員	高久亨	委員
円谷隆男	委員	秋元幸一	委員
山内喜一	委員	飛知和金一	委員
富永進	委員		

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

矢 内 照 美 委 員

鈴 木 茂 次 委 員

3. 本日の提出議案

- 1 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 2 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 3 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 4 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

4. 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局長	近藤 恭	次長兼係長	大崎 泰弘
主任主査	高橋 早苗	副 主 査	竹内 忍
表郷分室長	穂積 明	大信分室長	長谷川 章
東分室長	鈴木 穰		

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまより、農業委員会等に関する法律による総会の定足数に達しておりますので、平成29年第9回白河市農業委員会の総会を開会いたします。

本日の議案につきましては、農地法第3条関係が2件、4条関係が1件、5条関係が7件、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認関係が6件、合わせて16件をご審議いただくこととなります。よろしく願いいたします。

(午後 2時00分)

◎会長挨拶

事務局長 では、初めに砂塚会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長 改めまして、こんにちは。

秋の農作業でお忙しい中、お集まりをいただきました。誠にありがとうございます。できるだけ早く進めたいと思いますので、ご協力のほうをよろしく願いいたします。

昨今、テレビ・新聞等を見ますと、国会の解散、衆議院の解散、それからいろんな諸情勢、動きが大変活発になっておりますが、我々もその辺を注視しながら見守っていきたいというふうに思います。

それでは、本日16件ご審議いただきますけれども、ただいまより29年第9回白河市農業委員会を開会いたします。よろしく願いいたします。

◎議事録署名人選出

会 長 総会会議規則第15条の規定による議事録署名人の指名であります。議長指名で異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 それでは、議事録署名人には、13番、塩田一也委員、14番、矢吹幸彦委員の両名を指名いたします。

◎欠席者の報告

会 長 次に、欠席の申し出がありましたので報告いたします。

7番、有賀良雄委員、15番、大戸文治委員、16番、本宮勝正委員、18番、北野唯道委員、鈴木茂次委員、矢内照美委員の6名であります。

◎議案第1号

会 長 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを審議いたします。
事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

2ページをごらんください。

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について。農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、農地法第3条第2項の規定により審議するものとする。

平成29年9月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(竹内副主査) それでは、3ページをごらんください。農地法第3条についてご説明いたします。

【その1からその2朗読】

以上、その1からその2までの案件につきまして、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会 長 農地法第3条その1について審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

橋本委員 金山地区担当の橋本です。

去る9月20日に鈴木委員と申請者代理人の3名で現地及び申請内容を確認いたしました。

これは親子関係の贈与であって、何ら問題ありませんので、皆様のご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第3条その2を審議します。

地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

譲渡人と譲渡申請代理人とは電話にて確認しました。譲受人の奥さんが申請している場所にて矢吹担当委員とともに18日、現地調査をした結果、特に問題はありませぬので、皆様の

ご審議、よろしく申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

◎議案第2号

会 長 次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案の朗読をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について。農地法第4条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第4項及び第5項の規定により審議するものとする。平成29年9月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第4条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事 務 局 (大崎次長兼係長) それでは、5ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましては、9月26日に、早津委員と2人で現地のほうで確認させていただきました。現地へ申請人においていただきまして、この申請内容について説明を受けました。周りには農地もなく、問題ないものと考えております。ご審議のほう、よろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定いたします。

◎議案第3号

会 長 次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは朗読をします。

10ページをごらんください。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について。農地法第5条第1項の規定による転用のための申請があったので、同条第3項において準用する同法第4条第4項及び同条第5項の規定により審議するものとする。平成29年9月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 農地法第5条その1を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、11ページをごらんください。

【その1朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方のご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

樋口委員 大沼地区担当の樋口です。

今回の申請について、去る9月23日に和田委員さんと現地調査を行いました。譲渡人と譲受人、双方とも事情により不在のため、9月21日に電話で確認しました。双方とも申請内容について間違いのないことでした。今回の転用による周辺農地への影響については特に問題ないと思われまます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありました。ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 長 異議がないようですので、その1について原案のとおり決定します。

農地法第5条その2を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、16ページをごらんください。

【その2朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましても、9月26日に早津委員と確認をいたしております。譲受人並びに息子さんに現地のほうにおいていただきまして、この内容について確認いたしました。北側に田んぼということで、そちらのほうは擁壁と土留めをするということで、問題はないものと考えております。

それから譲渡人、こちらのほうには、遠隔地でございましたので私が電話で確認をさせていただきました。この申請内容に相違ないということでした。皆様方のご審議、よろしく願いいたします。

会長 地区担当委員より説明がありました、ほかにご意見ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会長 異議がないようですので、その2について原案のとおり決定します。

農地法第5条その3を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局（大崎次長兼係長） それでは、21ページをごらんください。

【その3朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方のご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会長 地区担当委員の意見を求めます。

山内委員 東釜子東地区担当の山内です。

9月26日、申請場所にて被設定人、設定人矢吹担当委員とともに現地調査を行った結果、特に問題はありまますので、皆様のご審議、よろしく願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その3について原案のとおり決定します。

会 長 農地法第5条その4を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、26ページをごらんください。

【その4朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の一時転用事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

秋元委員 大信信夫2地区担当の秋元でございます。

去る9月26日、大戸委員同行のもと現地調査をいたしました。当日、設定人、被設定人2人が立ち会いという形の中で聞き取りをいたしました。

今回の事業は、先ほど事務局のほうの説明どおりでありまして、一時転用という形におきまして、なおかつ農閑期でございます11月から5カ月間の予定という形の中で、周辺農業においても問題はないかという形の中で聞き取り調査を終わりました。申請どおりという形で聞いております。皆様のご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その4について原案のとおり決定します。

農地法第5条その5を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、32ページをごらんください。

【その5朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

佐藤委員 市内西部地区担当の佐藤良一です。

この申請につきましても、9月26日に早津委員と現地のほうを確認いたしております。現地のほうに譲受人の担当者に来ていただきまして、この申請内容についてお聞きいたしましたところ、この申請どおり相違ないということでございます。

あと、譲渡人、大正生まれだということで成年後見人には私のほうから電話でこの内容について確認させていただきました。この申請どおりであるということでございますので、皆様方のご審議よろしくお願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その5について原案のとおり決定します。

農地法第5条その6を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、37ページをごらんください。

【その6朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第3種農地と判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われますので、皆様方の審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

鈴木委員 市内東部地区担当の鈴木信秋です。

この申請に関しまして、9月24日、齋藤茂委員並びに私、それから設定人立ち会いのもと、申請内容について聞き取りいたしました。当地は、周りは申請地以外に農地はありませんでした。また、申請地は道路に囲まれて、そのほかの農地に与える影響はないものと考えますので、よろしくご審議をお願いします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その6について原案のとおり決定します。

農地法第5条その7を審議します。

事務局より説明をさせます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、42ページをごらんください。

【その7朗読】

立地基準の農地区分につきましては、第1種農地と判断いたします。第1種農地は原則許可できませんが、例外規定の集落接続事業に該当するものと判断いたします。農地の区分と転用目的は問題ないものと思われまますので、皆様方の審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

会 長 地区担当委員の意見を求めます。

富永委員 東小野田地区担当の富永進です。

この件につきましては、去る9月22日、本宮委員とともに現地へ赴き、譲渡人は体の具合が悪く、奥さんへ出ていただきました。それから、被設定人と4人で確認してまいりました。これは親子の譲渡ということで何ら問題はないと思います。また、周辺の農業に与える影響もないと思われまますので、皆様の審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 地区担当委員より説明がありましたが、ほかにご意見ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 長 異議がないようですので、その7について原案のとおり決定します。

◎議案第4号

会 長 次に、議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを審議します。

事務局に議案を朗読させます。

事務局(大崎次長兼係長) それでは、朗読いたします。

47ページをごらんください。

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の承認を求められたので審議するものとする。平成29年9月29日提出。会長砂塚功。

以上でございます。

会 長 事務局より説明をさせます。

事務局(高橋主任主査) それでは、50ページをごらんください。

農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業、所有権移転についてご説明いたします。

【第1号朗読】

この案件につきましては、去る9月7日に大信信夫1地区担当委員立ち会いのもと、あつせん会議を開催し、了承を得た内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

会長 本案件は承認事項でありますので、一括審議といたします。

ただいま議題となっております賃借権の設定第1号から第5号並びに所有権の移転第1号について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 異議がないようですので、賃借権の設定第1号から第5号並びに所有権の移転第1号について、原案のとおり承認いたします。

◎その他

会長 以上で本総会に提案された議案の審査が終了いたしました。

総体的に皆様のほうからございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会長 なければ、事務局より連絡をお願いします。

事務局長 それでは、事務局のほうから連絡事項を申し上げます。

9月中、実施していただきました農地利用状況調査につきましては、皆様、大変お忙しいところご対応いただきまして、誠にありがとうございました。まだお済みでない場合もあるかとは思いますが、事務局のほうも今後調査を取りまとめまして、県の報告の期限もございますので、お早めに調査いただきまして、10月10日までには遅くとも事務局に提出をお願いできればと思います。

提出は、各庁舎の農業委員会分室、事業課に出していただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、先にお手元に通知を配付させていただいていますが、先進地視察研修についてです。7月の総会でお伝えしておいたところですが、11月8日水曜日、9日木曜日の1泊2日で新潟方面へ視察研修を行ってまいります。

視察先の新潟市中央農業委員会、こちらは中間管理事業を活用した農地集積の活動が活発なところでして、農業新聞などでも取り上げられているところでございます。

そのほか、通知の裏面の行程表のとおり予定しておりますので、皆様、万障お繰り合わせ

の上、ご参加いただければ幸いです。

次ですが、手元に文書を配らせておいていただいております福島県下農業委員及び推進委員大会の案内でございます。行事が2週連続になってしましまして大変恐縮ですが、日時は11月14日火曜日、場所は福島市のパルセいいざかで開催されますので、こちらでも多数のご参加をお願いいたします。

その次ですが、東北農政局から中間管理機構に関する資料の配付依頼がありましたので、パンフレットをお配りしております。こちらにつきましては、後ほどご高覧いただければ幸いです。

あと、最後になりますが、次回の総会につきましては10月31日火曜日午後2時から、この場所で開催しますので、よろしくをお願いいたします。上着、ネクタイなしのクールビズは、今月で終了でございますので、来月からは上着などを着用の上、総会にご出席をお願いします。

なお、以前にお知らせしております今後の総会の日程ですが、11月と12月分、最後の資料になりますが、日程が変更になりました。総会の案内はその都度ご通知させていただいておりますが、今後の予定ということでご承知おきください。先にお配りしている資料では11月は30日の予定だったのが、11月29日に変更になりました。あと、12月は25日を予定しておりましたが、12月26日ということで変更になっておりますので、修正したものをお配りしておりますのでご確認ください。

あとは、農作業、繁忙期になりますが、皆様いろいろ行事等をこちらでお願いして恐縮ですが、作業のほう、お気をつけてやっていただくようお願い申し上げます、事務局からの連絡事項、以上でございます。

会 長 皆様のほうから総体的にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 長 なければ、以上で本日の総会を終了いたします。

先ほど事務局からもありましたが、3年に1度の研修でございますので、ひとつ万難を排してご出席のほどお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

あと、総会の変更につきましては会長会議とダブったために変更いただきましたので、よろしくようお願い申し上げます。

それでは、以上で本日の総会を終了します。

◎閉 会

会 長 これをもちまして、平成29年第9回白河市農業委員会総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

(午後 3時00分)
